

四国から見た
道州制についての基本的考え方

平成 21 年 3 月

四国経済連合会

目 次

はじめに	1
1. 四国から見た道州制の必要性	2
(1)東京一極集中の是正と多極・自立型国家体制の構築	
(2)生き生きと自立した地方の創造	
(3)国、地方を通じた効率的な行財政システムの構築	
(4)県域を越えた広域的行政課題への積極的対応	
2. 目指すべき道州制の姿 ～国と地方の役割分担～	4
(1)国の役割	
(2)道州と基礎自治体の役割	
3. 地方の道州が自立できる税財政制度のあり方	6
(1)税源偏在の小さい税目を中心とした地方税の拡充	
(2)全国一定水準の基礎的行政サービスの財源確保	
(3)共有財源による道州間での財政調整	
(4)道州制導入に先駆けた地方のインフラ整備の推進	
4. 道州の区割り	9
(1)四国州が適切と考える理由	
(2)広域連合との関係について	
(3)州都について	
5. 道州制によって変わる四国の姿	12
(1)道州制導入のメリット	
(2)道州制導入への懸念と対応	
6. 道州制実現に向けての課題	16
(1)政治のリーダーシップ	
(2)国民世論の盛り上がり	
(3)四国への郷土愛	
(4)国と地方が思いを一つにすること	
[参考資料] 道州制に関するアンケート調査結果	21

はじめに

中央で道州制の議論が進んでいる。

平成 18 年 2 月、国の第 28 次地方制度調査会が「道州制の導入が適当」との答申を行ったのに続き、18 年 9 月には内閣に初めて道州制担当大臣が置かれ、同大臣のもとに設置された「道州制ビジョン懇談会」において 20 年 3 月中間報告が取りまとめられ、22 年春の最終報告を目指し検討が進められている。また、自民党も道州制調査会における第 1 次、第 2 次の中間報告を経て、20 年 7 月総裁直属の道州制推進本部が第 3 次中間報告を取りまとめた。さらに、日本経団連も道州制実現に向けて 19 年 3 月第 1 次提言、20 年 11 月第 2 次提言を発表した。

一方、地方においても、各地域の経済団体などから道州制についての意見表明が活発になってきている。四国経済連合会（四経連）も、17 年 11 月道州制に関する中間報告を取りまとめ、「地方自立のための行政体制として道州制への移行が望ましく、その行政区域は四国州が適切」との提言を行ったほか、18 年 7 月と 21 年 1 月には、自治体、経済界を対象に道州制に関するアンケート調査を実施、また 19 年 8 月と 20 年 8 月には四国 4 県と共に道州制シンポジウムを開催し議論を進めた。

このように各機関での検討が進むのに伴い、道州制の理念や目的、国と地方の役割分担など基本的な枠組みについては、認識が次第に共有されつつある。今後、具体的な制度設計に向けた検討が進んでゆくが、道州制導入は、「国のかたち」を大きく変えるものであり、四国にとって、どのような道州制を実現できるかは、地域の将来を左右する極めて重大な問題である。

そのため、四経連では、道州制の具体化に向けた今後の議論が、四国の自立的発展にとって望ましい方向となるよう、常任理事会で検討を進め、このたび四国の視点から「道州制についての基本的考え方」を取りまとめた。関係各機関に提言するとともに、地域での議論喚起に繋がりたいと考えるものである。

1. 四国から見た道州制の必要性

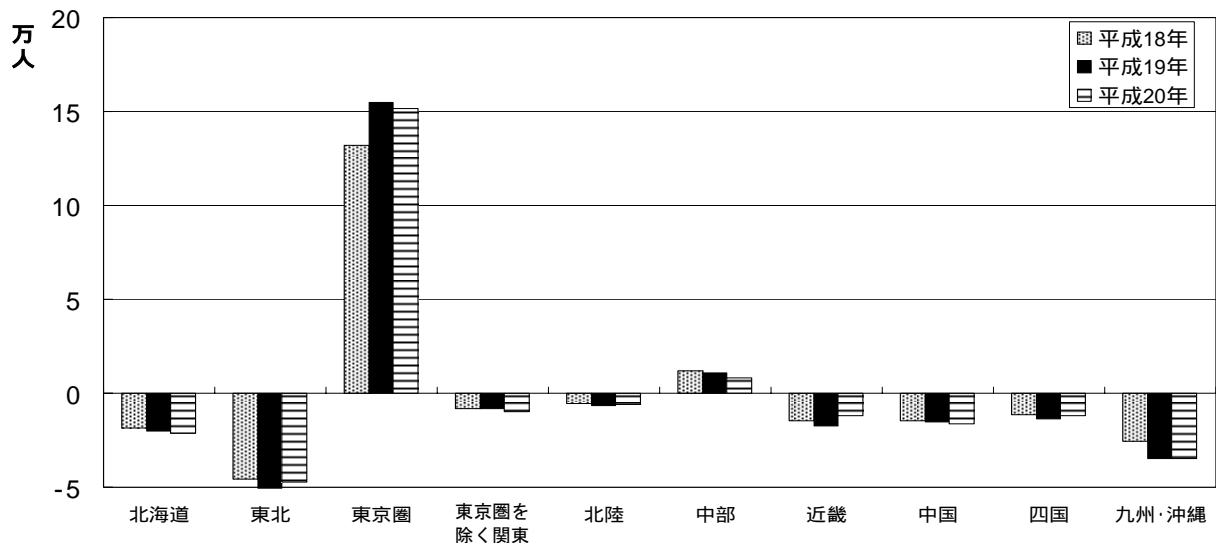
地方から東京への人口移動は、時々々の景気変動に応じて強弱はあるものの戦後一貫して続いている。我が国全体の人口が減少を始めた近年も、全国ほとんどの地方圏で人口が流出しており、四国では平成18年～20年の最近3年間で約3万7千人の転出超過となっている。一方、東京圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）は同3年間で約44万人の転入超過であり、全国の転入超過人口の9割近くを東京圏が占めている。

少子化と人口流出によって、このままでは、四国の人口は2005年（平成17年）から2020年のわずか15年の間に10%に当たる約40万人が減少するというのが、国立社会保障・人口問題研究所の推計である。

四国から見れば、子供を生み育て、教育投資を行っても、多くの若者が東京へ出て行ったまま戻らず、人口減少が加速し、高齢化が進み、地域社会や産業の担い手が減るばかりで、地域の存立基盤が大きく揺らいでいる。

我々が目指すべき道州制は、こうした状況を打破し地方が元気を取り戻すためのものでなければならない。特に四国から見て、道州制導入が必要な理由は次の通りである。

地域間人口移動の状況（転入超過人口）



(注) 広域地方計画の区割りをベースに地域設定。
総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に算定。

(1) 東京一極集中の是正と多極・自立型国家体制の構築

東京一極集中の根底には行き過ぎた中央集権体制がある。東京にあらゆる権限・機能が集まり、政治、経済はもとより、交通体系もメディアも東京中心という現状のもとでは、東京に人や企業が集まるのは必然であり、一方で地方の疲弊は止まらない。また、我が国は地震等自然災害多発国家であり、東京に大

きな災害が起きれば国家機能や日本経済全体が麻痺しかねないリスクも負っている。

道州制によって東京一極集中を是正し、多極・自立型の国家体制を構築し、四国をはじめ地方の活力の回復と我が国全体の持続的発展を目指さなければならない。

(2) 生き生きと自立した地方の創造

地方が自立しようにも、3大都市圏以外の地方圏の県歳入の内訳を見ると、自主財源である地方税収入の割合は2割台（平成18年度四国は21%）に過ぎない。また、国があまりにも多くの仕事・権限を抱え、地方行政の実行に関与しているため、地方は自らの考えと責任で実情に応じた地域づくりを進めることが難しく、国民も国に多くを頼ることになりがちである。

地方が地域資源を活用し生き生きとした経済社会システムを構築するためには、道州制によって、国から地方への権限移譲、財源移譲を図り、地方のことは地方に任せる仕組みに改める必要がある。

(3) 国、地方を通じた効率的な行財政システムの構築

現在の中央集権体制は、国・県・市町村の重複行政や補助金・陳情型行政、国の縦割り行政など、非効率で高コストに陥る構造を抱えている。

高齢化の一段の進展に伴い社会保障費の増大など国、地方を通じて財政事情が厳しさを増してゆく中で、道州制導入によって、行財政の効率化、コスト削減を図り、地域住民の負担の軽減や福祉等行政サービスの向上に繋げる必要がある。

(4) 県域を越えた広域的行政課題への積極的対応

グローバル化の進展や高速道路の延伸等による生活・経済圏の広がりに伴い、四国においても、対アジア戦略や産業、観光振興、広域インフラの整備など4県が一体となって取り組むべき重要課題が増えている。しかし、現行の都道府県体制では、どうしても県益を優先せざるを得ず、国からの権限移譲が進められたとしても、広域的観点に立った選択集中型の投資やスケールメリットの発揮には限界がある。

これを克服するためには、より広域の自治体としての道州を設置し、四国の行財政基盤を強化しつつ、地域競争力や課題対応力を高める必要がある。

2. 目指すべき道州制の姿 ～国と地方の役割分担～

道州制は、単なる県の合併でもなく、また国家機関の地域分割でもない。道州制の導入とは、現在の中央集権体制を改め、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国の役割は国にしかできないものに限定し、地域のことは地方が権限と責任を持つ、究極の分権体制を構築することである。

そのためには、国と地方の業務を明確に仕分けした上で、それに見合った国から地方への権限移譲、財源移譲、さらには人材移動を含めた組織再編を行い、国と地方それぞれが決定権と責任をもって自らの仕事を成し遂げる仕組みを確立する必要がある。

道州制における地方の行政組織は、現行の県に代わる、より広域の自治体としての道州、ならびに財政基盤、行政力を一段と強化した基礎自治体（市町村）の2層制とし、国、道州、基礎自治体の具体的な役割分担については、次のような基本的考え方にに基づき定めるべきである。

(1) 国の役割

国は、外交、防衛、司法、通貨発行管理、食料・資源エネルギーの確保など、国家存立、国益の維持拡大、安全保障に関わる分野、ならびに国家としての基本戦略の策定に専念する。

内政に関しては、原則として各道州が責任をもって行うが、社会保障や義務教育など、各道州が別々のことを行うと国民に不公平をもたらす、ナショナルミニマムが確保できなくなる恐れのあるものに限っては、国が財政面での最終的責任を持つべきである。

(2) 道州と基礎自治体の役割

上記の国の役割以外は、地域の実情に沿って創意工夫を引き出せるよう、全て地方に移譲する。その上で、道州・基礎自治体は権限と責任を持って地域づくりを進めてゆく。

住民生活に直結した行政サービスについては、基礎自治体が現行の県からの業務移譲分を含め原則として全て担うものとし、道州政府は、基礎自治体の行う業務について広域的視点からこれを補完する。

具体的には、基礎自治体は、まちづくりや社会福祉・介護、中初等教育、消防救急、ごみ処理など住民の福祉・利便の向上に関わる行政サービス全般、ならびに地域産業振興等に関わる業務を実施する。

道州政府は、高速道路や空港・港湾、治山治水等の広域公共事業、広域的な産業振興、大学、雇用対策、広域観光振興、国際化戦略、治安・防災・危機管理など、基礎自治体の枠を越えた行政分野、あるいは道州として一体的に取り組むことが不可欠または効率的な業務を担う。

国・道州・基礎自治体の役割分担イメージ

国	道 州	基礎自治体
<p>国家存立、国益維持拡大、国家安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皇室 ・外交、防衛、危機管理、治安 ・司法、民事・商事・刑事の基本ルール ・通貨発行管理、為替・金融政策 ・出入国管理、貿易管理、通関 ・食料、資源エネルギーの確保 ・大規模災害対策 など <p>○国家基本戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通商政策、マクロ経済政策、地球環境対策 ・国家的プロジェクト（先端科学技術等） ・国の競争力や社会の安定に関わる基本戦略 <p>ナショナルミニマム（最低限の生活保障）の財政的責任</p>	<p>広域の公共事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路、空港、港湾の整備維持、通信基盤の整備、治山治水、水資源管理 ・広域防災 <p>広域的な経済・産業の振興、学術文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な産業振興、農林水産業振興 ・大学の管理運営 ・広域観光振興 ・能力開発、雇用対策 ・広域環境対策、産業廃棄物 ・国際化戦略 ・電波管理 など <p>警察治安、危機管理</p> <p>市町村間の財政調整</p>	<p>住民生活に直結した行政サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防救急 ・戸籍、住民基本台帳 ・社会福祉、介護サービス、子育て支援、保育所、幼稚園 ・保健所、一般廃棄物 ・地域産業振興、観光振興、文化行政 ・職業訓練 ・まちづくり、上下水道、街路、住宅建築 ・小中高等学校、図書館 など

（注）道州制における基礎自治体は、移譲される業務・権限を適切に担いうる財政基盤や行政能力を備えている必要がある。そのため、現在の約 1800 市町村を、自民党は「700 から 1000 程度」、日本経団連は「1000 程度」に集約再編する提言がなされている。ただ、大都市圏と地方圏とは人口密度にも違いがあり、基礎自治体の人口規模の基準は柔軟に考えるべきである。合併等による行財政基盤の拡大が困難な小規模自治体においては、適切な住民サービスが確保される仕組みが必要であり、例えば、定住自立圏構想による自治体連携、広域事務組合や広域連合制度のような事務の共同処理あるいは道州政府による補完支援などの方策が考えられる。

定住自立圏構想は、地方圏での人口定着を目指し、平成 20 年に総務省が打ち出した施策で、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、人口 5 万人程度以上の都市を中心市とし、医療や教育等について周辺市町村と自主的に協定を結び、一つの都市圏域として必要な機能を確保するものである。

3. 地方の道州が自立できる税財政制度のあり方

道州制実現に向けた最大の課題が税財政制度である。今のままの税財政システムでは、東京を除き、どの地方圏も自立した財政は成り立たない。

道州制導入に当たっては、分権国家にふさわしい税財政制度への抜本の見直しが必要であり、国から地方へ業務が移譲される中で、各地方（道州、基礎自治体）が、前記の役割分担に見合った必要財源を確保できるようにしなければならない。

そのため、次の考え方に基づいた税財政制度の構築が重要である。

(1) 税源偏在の小さい税目を中心とした地方税の拡充

地方が担うべき役割・業務に見合った自主財源を確保し自立性を高める観点に立って、国庫補助金は原則廃止し、国から道州・基礎自治体へ大幅な税源移譲を行い、地方税を拡充する必要がある。

その際、現在の我が国の地方税は、法人所得課税のウェイトが比較的高いことなどから、東京はじめ大都市圏と地方圏で人口一人当たり地方税収に大きな格差が生じているため、道州税・市町村税は、地域偏在が小さく、かつ税収安定性のある税目（現在の税制を前提とすれば地方消費税や個人住民税、固定資産税など）を中心に構築し、できる限り地域間の税収格差の是正を図ることが重要である。

人口一人当たり地方税収格差(平成 19 年度)

	地方税収計	個人住民税	法人 2 税	地方消費税	固定資産税
47 都道府県の最大／最小	3.2 倍	3.1 倍	7.2 倍	1.8 倍	2.2 倍
四国／全国平均	77%	74%	67%	95%	88%

(参考) 全国税収額 (40.3 兆円) (12.3 兆円) (9.8 兆円) (2.6 兆円) (8.7 兆円)

(総務省資料を基に算定)

(注) 四国の一人当たり地方税収額は全国平均の 77%であるが、仮に、道州制移行に伴い税源を国 40：地方 60（現在は国 57：地方 43）になるまで移譲し、それに見合う地方税として、地域偏在度の小さい消費税、個人住民税、固定資産税、自動車関連税、たばこ税を充てるとすると、四国の一人当たり地方税収額の全国平均に対する比率は 87%に上昇し、地域格差が縮まる。[P18 資料 1]

(2) 全国一定水準の基礎的行政サービスの財源確保

社会保障や義務教育、警察など基礎的な行政サービスは、どの地方に住んでも等しく享受できる必要があり、こうした全国一律に義務づけられる業務については、国が本来的役割として財政面の責任を負うべきである。そのため、国がその財源を国税として確保し、各地域の実情を反映した客観的な指標（人口、年齢構成等）に基づき各道州へ交付する制度が考えられる。

（注）社会保障等ナショナルミニマムの費用を国から地方に交付する制度については、自民党（シビルミニマム調整制度）や日本経団連（安心安全交付金）などが提言している。今後ナショナルミニマムの範囲などについて検討を要するが、この制度は、全国民の平等・最低限の生活保障を担保するものであり、各道州の財政事情や地域間競争政策等によってナショナルミニマムに支障が生じることのないよう、国が基本的責任として財源を確保することが必要と考えられる。

(3) 共有財源による道州間での財政調整

我が国はこれまで東京や太平洋ベルト地帯を中心に先行的にインフラ整備が進められたことなどから、大都市圏と地方圏では産業集積や経済力に差があり、人口一人当たり税収に大きな格差が生じている。これは道州制になって地域偏在の小さい税目を中心に地方税が拡充されたとしても、すぐに解消できるものではなく、地方圏の道州・基礎自治体が地方税収だけで財政的に自立することは難しい。そのため、道州間での財政調整が不可欠である。

現在は、国からの地方交付税によって地域間の財政格差を調整（垂直調整）しているが、道州制においては、国からの関与をできる限り小さくしつつ道州間調整に必要な財源を確保する観点から、全国の道州の共有税を徴収し、道州間で配分（水平調整）するシステムが望ましい。共有税には地域偏在の大きい税目等を充てることが考えられる。

各道州への配分に当たっては、対等の立場にある道州同士での調整の難しさを考慮し、配分方法をあらかじめルール化するとともに、中立的な調整機関も必要である。

（注）財政調整については、財政力の強い道州と弱い道州との間の水平調整は難しいとの認識から、自治体等の中には、垂直的な財政調整機能を国の役割として残すべきとの意見も根強くある。そのため、道州間調整を水平的に行うとしても、富裕道州が拠出し財政力の弱い道州に交付する方式ではなく、あらかじめ法律で財政調整のための共有税に充てる税目、税率を決めておいて財源を確保し、配分する方式をベースにすべきである。

(注) 諸外国の財政調整制度をみると、イギリス、フランスは中央政府が税源の大半を持ち、垂直調整により地方間の財政調整を行っている。一方、ドイツは、州間の水平調整(2段階)を行ったうえで、これを中央政府からの垂直調整で補完している。なお、ドイツの水平調整には、財政力が強い道州が拠出し財政力の弱い道州に交付する仕組みが含まれており、拠出する側の州が不満を申し立てた事例もある。 [P19資料2]

(4) 道州制導入に先駆けた地方のインフラ整備の推進

インフラ整備の遅れから経済活性化が遅れている四国のような地方圏については、税収基盤となる経済力を高めるため、道州制導入に先駆けて、地域の自立や競争のために必要となるインフラ整備(高速道路などの整備、大学など知的基盤の強化等)を国の責任で推進してゆく必要がある。道州制スタート時まで、できる限り道州間における競争条件の不均衡の是正を図り、地方税収格差の縮小に繋げることが重要である。

4. 道州の区割り

(1) 四国州が適切と考える理由

道州の区割りについては、自立した地域づくりに向けて一体感を持った行政運営が可能となるよう、前記の必要財源確保のための制度を整えた上で、人口や経済規模だけでなく、地理的、歴史的、文化的条件、さらには地域住民の意見を十分踏まえて決定しなければならない。

四経連は、四国に関する具体的区割りについて「四国4県からなる四国州」が適切と考えており、その理由は次のとおりである。

四国は一つの島であり、住民が自分の地域という帰属意識を強く持てる。道州は一つの自治体であり、地域経営において住民が一体感を持つことが重要な要件であることを考えると、一つの島をなす四国が一つの道州を形成することが適切であり、自然でもある。

四国霊場八十八カ所をはじめ四国が一体となった歴史文化・風土が根付いている。また、高速道路の延伸等により4県間の人の行き来や経済交流が深まり一体感が高まっている。

四国は人口や経済規模で先進国一国に匹敵する大きさを有しており、また日本一・世界一のシェアを持つ企業も数多く、一つの道州として自立した経済圏を形成し、世界の中で存在感を示すことができる。

一国に肩を並べる人口・経済規模

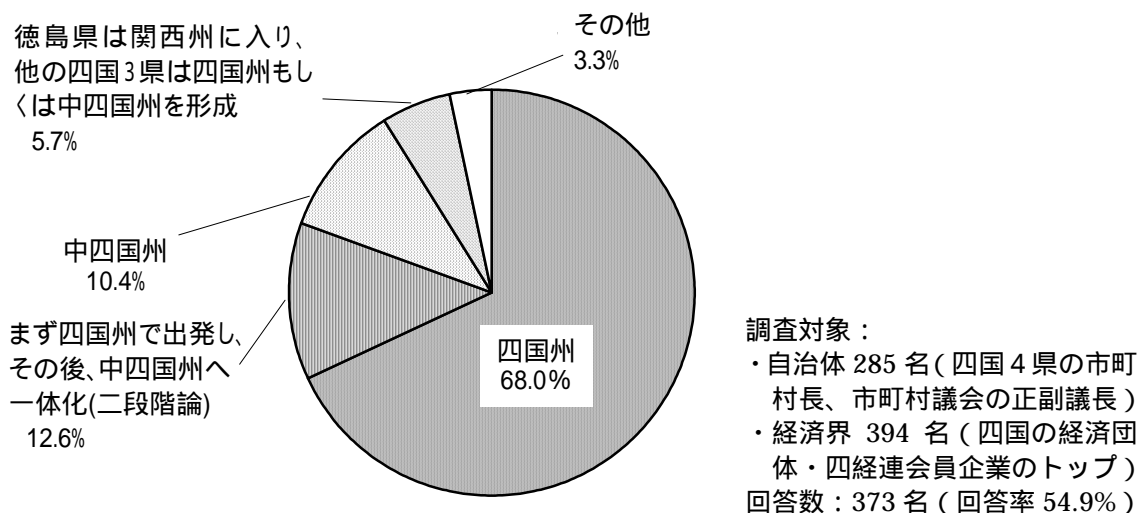
人口（万人）		GDP（億ドル）	
ノルウェー	452	マレーシア	1308
四国	409	イスラエル	1298
シンガポール	402	四国	1193
ニュージーランド	382	シンガポール	1167

総務省「世界の統計2008」内閣府「平成17年度県民経済計算年報」

国の主要な出先機関は「四国4県」を管轄区域として事業を展開してきており、4県も様々な分野で四国をエリアとした広域連携を進めているなど、現実に四国を一つと捉えた地域づくりが定着・進行している。

また、四経連が平成 21 年 1 月に四国の自治体、経済界を対象に行った「道州制に関するアンケート調査」では、道州の区割りとして「四国州」が望ましいとする意見が 68%と大勢を占めている。

望ましい道州の区割り



四国州は行政面での区割りであり、もとより経済活動の面では、隣接する近畿地方、中国地方などとの活発な広域交流によって地域活力を高めてゆかねばならない。また、道州制では現行の行政組織としての県はなくなるが、四国州になっても、「四国」という名が残るとあり、古事記以来の 4 県（4 つの国）の意識や文化が消えてしまうことはないだろう。一つの道州になるということは、それぞれの特性を大切にしつつ、同じ一つの島に住む一体感や共通の問題意識の上に立って、暮らしやすく活気のある四国を築いてゆくことであると考えられる。

（注）区割りについて中四国州という意見も一部にあるが、次の理由から適切ではないと考える。

四国と中国地方とは歴史文化や気候風土が異なり、経済的結びつきも最も強いというわけではない。また中四国 9 県からなる道州となると、海を隔ててエリアが広がり過ぎるため、四国単独州の場合に比べ投資の重点化や行政効率化が難しくなる。さらに、四国と中国は 2 本の橋で結ばれているとはいえ、地震や台風時には橋は通行止めになることが考えられ、防災対応など危機管理の面からも問題がある。

四国と中国が一つになるよりも、それぞれが自立した州として個性を發揮し競い合う方が、互いの交流を活発化させ、四国、中国全体の発展に繋がる。

(2) 広域連合との関係について

県域を越えた広域行政推進の取り組みとして、他地域において、府県による広域連合制度を活用しようとする動きが見られる。特定業務を関係府県で共同して行う広域連合は道州制に至る一つの過程ともみなされ、国から広域連合へ特区のように権限移譲等を行ってはどうかとの意見も出ている。ただ、広域連合の構成区域は将来の道州の区割りとは必ずしも一致するものでなく、エリアの違いから、道州制移行時に二重基準等で住民や企業に混乱をもたらすことのないよう、十分留意する必要がある。

(3) 州都について

州都をどこにするかの問題は道州制導入が決まり、区割りが確定した段階で、住民が議論し合意を図るべきことである。

ただ、道州制においては、基礎自治体が住民生活に関わる多くの権限を持つため、州都の役割は相対的に小さなものになると見られ、住民にとって行政上の州都が日常的に意識されることは少ないのではないかと考えられる。その意味では、四国では、4 県都以外の都市を州都にすることも選択肢となりうるが、一方で、州都となると州庁舎や交通アクセスなど最低限のインフラは必要であり、そのための新たな投資のことを考えると、既存施設の集積があり交通利便性にも優れた県都が候補となる。

州都がどこになるにせよ、四国州を支えるのは四国の各都市であり、それぞれがブランド化を図り、ある都市は商業州都、ある都市は観光文化州都などと称されるように、独自の魅力を高めてゆくことが重要である。

(注) 因みにアメリカでは、カリフォルニア州の州都はロサンゼルスでもサンフランシスコでもなくサクラメントであり、ニューヨーク州の州都はニューヨークでなくオールバニであり、必ずしも大都市が州都とは限らない。

5. 道州制によって変わる四国の姿

(1) 道州制導入のメリット

道州制に移行し、四国州が実現すれば、四国の生活や経済がどう変わり、住民にとってどんなメリットがあるのだろうか。道州制移行は、次のような点から、地方行政のあり方を変え、地域社会を変えてゆくものと考えられる。

四国のことについては四国に決定権と財源が移り、自治体の運営如何が生活や地域振興に直結することから、住民が受益と負担の関係を強く意識し、効果的な行政が一段と追求されるようになる。

道州によるスケールメリットや、国・県・市町村の重複行政の廃止などによって、行政コストの削減が図られるため、その分、住民負担の低減や、福祉の充実、地域振興などに活用することができる。

(注) 四国4県が一つの道州になった場合のスケールメリットについて、47都道府県の人口と面積を変数とした基準財政需要額(自治体が合理的、標準的な行政を行うために必要とみなされる財政額)の回帰式に当てはめて試算すると、四国4県の基準財政需要総額は現行の約9300億円(平成18年度)から約6500億円へ3割縮減される。[P19資料3]

道州制のもとで、四国州は国内外の地域と主体的に競争してゆかねばならないため、道州政府は、戦略を持ち総合力を発揮して特色ある地域づくりに取り組むことになる。また基礎自治体では、権限、財政基盤が強化され、地域固有の重要課題や住民ニーズに応じた行政サービスが迅速かつ優先的に遂行される。

もちろん道州制になったからといって、それだけで自然と地方が活性化するわけではなく、重要なことは、国に頼りがちの地方の意識を改め、地域自立の気概を強く持って、道州制というシステムを最大限に生かした地域づくりを進めることである。そうした前提に立って、四国州の将来像をイメージすると、例えば、次のようなことが考えられる。

① 医療、子育て支援の充実など暮らしやすい環境整備の推進

我が国は医師不足などによる医療崩壊が懸念されているが、道州制では大学の管理運営権限を持つことになる四国州政府が、医学部を中心に病院群、行政一体となって四国の実情に応じた医療政策を展開し、必要な医師の育

成・確保、拠点病院の充実等が図られる。またドクターヘリなど県単位では十分に対応できない広域医療体制も整備される。

一方、少子化対策も四国州の最重要課題と位置付けられ、各自治体では、医療、保育等を組み合わせた効果的な子育て支援策を競い合う。また地域自立の意識が高まることで、地域コミュニティの復活、住民の参画などが進み、子供を生み育てやすく、安心して暮らせる生活環境が整備される。

② 特色ある四国づくりによる来訪者の増加

四国観光庁が設置され、四国一体となった観光施策が次々に展開されてゆく。その一つとして、本四連絡橋や瀬戸内海の多島美、太平洋の雄大な海岸景観などを巡る大型クルーズ船が就航し、アジアの観光客の憧れの観光ルートとなる。四国遍路やお接待文化も、四国州の中で大切に守り育てられ、「四国」は独自の癒しのブランドとして定着する。また四国は祭りやアート、アウトドアスポーツのメッカとして、国内外に認知され、温暖な気候とも相まって、滞在型観光、二地域居住の対象地として脚光を浴びる。

③ 選択集中型投資による利便性の高い交通基盤の整備促進

四国の一体的発展に欠かせない高速道路「四国8の字ネットワーク」が道州制移行時までには完成していない場合は、道州政府は、その整備を優先して進めるとともに、四国内の空港、港湾、鉄道等各交通機関との連携も強化し、利便性の高い交通ネットワークを形成してゆく。また、アジアとの結びつきが強まる中、選択集中型の投資による四国内の各港湾、各空港の機能分担や特定の港湾の拠点化などを進め、国際物流や人的交流が一段と活発になる。

④ 一つの島としての環境対策、防災対策の推進

四国州となって四国は一つの島であることをこれまで以上に強く認識するようになる。四国の山、川、海を一体的に捉えた環境保全や資源循環型の地域づくりとして、森林の再生や河川・海域の環境保全、治水・利水、湯水時の広域連携協力などが総合的に推進される。都市と農山村との交流も活発になり、美しい自然環境と住みよい生活環境を兼ね備えた四国の創造が進む。また、四国の危機管理として、万一、東南海・南海地震が起こったとしても、被害を極小化できるよう、四国州政府によって、緊急地震情報の研究、海岸整備や施設の耐震化、広域的かつ迅速な救援・復旧体制の整備が推進され、災害対応力が一段と強化される。

⑤ 四国一体となったアジアとの直接交流の推進

アジアに向けて四国の行政、経済界、大学が一体となって経済、文化、学術交流を推進し、四国の認知度と対外交渉力が高まる。アジアの主要都市に四国州の海外事務所を配置するとともに、四国州の官民トップで海外ミッションを派遣し交渉を進め、安全で高品質な四国ブランドの「食」の提供、企業誘致、観光客誘致、定期航空路線・コンテナ航路の開設などについて、成果を挙げてゆく。

⑥ 戦略的な産業振興と大学の強化

四国州政府は、四国の持続的発展のために人材と知の集積に向けた重点的な投資を進める。戦略として、四国が強みやポテンシャルをもつ、バイオや医薬、環境、LED等の電子部品、新素材などの分野を中心に、研究開発や産業の集積を進め、世界的センターを目指す。そのため、四国の各大学は専門性を生かし役割分担と連携・統合を進め、戦略的分野で世界的競争力を持つ州立大学として強化される。それによって、四国の産業・技術を担う高度な人材の育成・定着、産学連携による地域産業の活性化が進むとともに、海外からの留学生も増加し、四国の国際展開を支える人材の確保が図られる。

⑦ 地域自立意識の高まりによる四国での人材の定着

以上のような、道州制移行に伴う自立的、戦略的な地域づくりによって雇用機会が増加し、また四国の大学の拠点性が高まり学生の流出が減ることに加え、国から地方への決定権移譲により、四国に住む人の意志と努力で地域をより魅力あるものにすることができることから、若者の東京志向も次第に弱まり、四国における人材の定着が進む。

(2) 道州制導入への懸念と対応

道州制導入によるデメリット、不安の声として、四経連のアンケート調査(平成21年1月)では、自治体等から道州間や道州内での格差拡大、行政サービスの低下などの懸念が示されている。これらについては次のように考える。

① 東京など大都市圏と地方圏との格差が拡大する懸念

今日の地域格差は、東京はじめ大都市圏を中心にインフラ整備や産業集積が進んできた結果であり、「道州制に移行したら、こうした格差にも地方は全て自己責任で対処せよ」と言うのは極めて不合理である。四国としては、地

方の道州が立ちゆく税財政制度、大都市圏と地方圏の格差が拡大しないような道州制を確立することが何よりも重要である。四国の立場から、こうした考えを強く主張しつつ、道州間の格差拡大の懸念を払拭する制度設計を働きかけてゆかねばならない。

② 道州内での格差が拡大する懸念

道州制においては、各基礎自治体が、強化された権限、財源、人材を駆使し、住みよいまちづくり、魅力ある都市圏の形成を競うとともに、道州政府が、こうした活動を支える広域交通基盤の整備や四国全体への波及効果の大きい産業振興、観光振興に力を注ぐことから、四国の各地域の資源・ポテンシャルが掘り起こされ、四国全体が活性化してゆくと期待される。ただ、そのためには、県都から離れた中山間地域においても、各自治体がそうした役割を適切に担いうるだけの規模・能力あるいは連携・補完の仕組みが必要である。

③ 行政区域の広域化に伴い、きめ細かな行政サービスが難しくなる懸念

道州制では、基礎自治体が現行の県から多くの権限・業務を移譲され、住民に直結した行政サービスは原則として全て担うことになる。従って、住民サービスに関わる決定権は今よりも住民に近いものとなり、地域の実情に応じた効果的なサービスの提供が可能となる。ただ、それだけ地域の自立が問われ、行政だけに頼らない、コミュニティのつながりや住民の参画意識が重要になる。

6. 道州制実現に向けての課題

(1) 政治のリーダーシップ

道州制の導入は、これまで長く続いてきた政治・行政システムの大変革であり、混乱や抵抗が予想される。例えば、内政に係わる権限の多くが国から地方に移ることから、国の出先機関を中心に国家公務員が身分移管を迫られることになり、国会議員にも大きな影響が及ぶ。地方でも首長・議員の縮減や公務員の身分移管等が生じる。

こうした難題を乗り越えて道州制を実現するためには、政府トップの強力なリーダーシップが継続されることが不可欠である。また道州制の理念・目的やタイムスケジュール等を織り込んだ道州制基本法の制定も必要である。経済界は、提言等を通じて、こうした道州制への歩みをプッシュしてゆくことが重要である。

(注) 道州制導入時期について、道州制ビジョン懇談会の中間報告は、おおむね10年後、2018年(平成30年)までに道州制に完全移行すべきと明示した。また、自民党は2015～17年(平成27～29年)を目途に、日本経団連は2015年(平成27年)を目途に道州制を導入するよう求めている。

(2) 国民世論の盛り上がり

政治を動かし道州制という歴史的改革を推し進める最大のエネルギーは、国民世論の盛り上がりである。しかし現時点では、道州制についての関心は未だ十分とは言えない。四国としては、「今のままでは地方の疲弊は止まらない」との強い危機感をベースに、四国が元気になれる道州制の実現に向けて、行政、住民、経済界を含めた地域での議論喚起を図ってゆく必要がある。

(3) 四国への郷土愛

道州制実現に向けては、自分たちが責任を持って地域を運営し、難しい問題も乗り越えてゆくという地域自立への強い覚悟が必要である。そのベースとなるのが、四国への積極的な郷土愛、四国人としての誇りである。出身地を聞かれた時、「四国」と誇りをもって答えるように、意識の盛り上げを図ってゆかねばならない。そうした強い思いを持って、四国が一つになった取り組みを積み重ねてゆくことが、四国州の実現に繋がってゆく。

(注) 四経連は、四国州実現に向けて、四国に住む人が四国の魅力や課題について共通認識を深めることが重要との考えから、四国を様々な視点で見つめ直し情報発信する「四国学」の取り組みを進めている。

また、四国の4地方銀行が共同で、四国中の文化や芸術に親しむ機会として「ミュージアム 88・カードラリー in 四国」を実施しており、さらに、四国の8大学が連携し、インターネットを通じて「四国学」の講義を行い、四国づくりを担う人材を育成する取り組みも始まっている。

(4) 国と地方が思いを一つにすること

今後道州制の制度設計の検討が進むのに伴い、国と地方の間でどのような権限・財源を移譲するか、また地方同士の間でも、東京はじめ大都市圏と地方圏の道州間財政調整をどうするかなど、利害関係も出てくる。

そのため、四国のような地方としては、食料生産やものづくり、環境保全など、日本のために地方が将来にわたって重要な使命を担っていることと、そのための基盤が揺らいでいる現状について広く理解を得る必要がある。また、道州制によって各地方が自立し活性化することは、日本の国力を高めることはもとより、東京にとっても、一極集中がこのまま進行すれば生活環境など早晚行き詰まりかねない諸問題を未然に防げるし、日本の国力向上で首都としての魅力が増すことにもなる。道州制の実現に向けては、このように、国と地方、大都市圏と地方圏とが思いを一つにして取り組んでゆくことが重要である。

以上

[資料1] 全国と四国の税目別人口一人当たり税収格差（平成19年度）

税目	全国	四国	
	税額 (億円)	税額 (億円)	人口一人当たり 税額の対全国比(%)
個人住民税	123,247	2,935	74.1
法人二税	98,060	2,107	66.9
固定資産税	87,431	2,478	88.2
地方消費税	25,692	786	95.3
自動車税	17,174	527	95.6
たばこ税	11,308	341	93.8
軽油引取税	10,339	346	104.2
その他	29,417	457	48.4
地方税計	402,668	9,978	77.2
所得税	184,473	3,029	51.1
法人税	156,767	2,299	45.7
消費税(地方消費税除く)	106,545	1,995	58.3
揮発油税及び地方 道路税	31,208	1,347	134.4
相続税	15,423	261	52.8
酒税	14,714	215	45.4
たばこ税	7,258	263	112.7
その他	8,192	175	66.4
国税計	524,580	9,584	56.9

(出典)

「平成19年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況」、「平成19年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況」(総務省)、「平成19年度税務統計の収納済額合計」(国税庁)、「平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口」に基づき当会で算定。

試算

平成19年度の国税及び地方税収入の合計は92.7兆円。仮に、これを国と地方で4:6に配分すると、国税37.1兆円、地方税55.6兆円となる。

地方税55.6兆円へ次の税目を充てると仮定した。

1. 従来の地方税のうち偏在性の小さい税目を充てる。
2. 国税から地方税へ移譲する税源としては、消費税、揮発油及び地方道路税、たばこ税の全額ならびに所得税の一部()とした。
このうち、消費税、所得税の四国への配分比率(印)は地方消費税、個人住民税の四国分の比率と同じとした。

この場合、四国の人口一人当たり地方税額の対全国比は以下の通り。

税目	全国	四国		
	税額 (億円)	税額 (億円)	人口一人当たり 税額の対全国比(%)	
従来の 地方 税	個人住民税	123,247	2,935	74.1
	固定資産税	87,431	2,478	88.2
	地方消費税	25,692	786	95.3
	自動車税	17,174	527	95.6
	たばこ税	11,308	341	93.8
	軽油引取税	10,339	346	104.2
	税 源 移 譲 さ れる 国 税	所得税	135,797	3,232
消費税		106,545	3,261	95.3
揮発油税及び地方 道路税		31,208	1,347	134.4
たばこ税		7,258	263	112.7
合計	556,000	15,516	86.9	

[資料2] 諸外国の財政調整の内容

		イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
中央から地方への垂直的調整	総額決定方法	国が策定する公共支出計画において、中央政府の財政政策上の要請を踏まえつつ決定	物価上昇率 + 実質GDP伸率 × 50%	配分額の積上げ	国の予算編成のシーリングの中で、中央政府の財政上の観点を勘案しつつ決定
	配分方法	各自治体毎に相対需要額と相対財源額等を計算し、その差額等を配分	人口、一人当たり財政力、財政努力等の指標により配分	一人当たり財政力が全国平均比99.5%に満たない州に対し、99.5%を下回る部分の77.5%の交付金を交付	一人当たり課税所得が全国平均比115%を下回る団体へ国が交付金を交付
地方間での水平的調整				付加価値税の州取得分の25%を上限に、一人当たり州税収が全国平均未満の団体に優先配分 一人当たり財政力が全国平均を超過する州の拠出金により、一人当たり財政力が全国平均を下回る州へ交付金を交付	一人当たり課税所得が全国平均比115%を上回る団体が国へ負担金を拠出 平均的行政コストを上回る団体が平均的行政コストを下回る団体の負担により交付金を受領

(出典) 道州制ビジョン懇談会・税財政専門委員会 中里委員資料

[資料3]

各都道府県の人口と面積を変数に用いた基準財政需要額の回帰式は以下の通り。

$$\text{基準財政需要額} = 108010.5 + 105.97 \times \text{人口} + 5.89 \times \text{面積} + 266662.5 \times \text{東京 DUM} \\ (\text{Adj.} = 0.986 \quad \text{東京 DUM: 東京都を 1、其他道府県を 0 としたダミー変数})$$

	基準財政需要額の現実値 (平成18年度・百万円)	基準財政需要額の 理論値(百万円)	人口(千人)	面積(km ²)
徳島県	213,544		811.678	4,145.69
香川県	202,843		1,023.074	1,862.25
愛媛県	292,855		1,479.775	5,677.38
高知県	226,292		792.419	7,105.01
4県計	935,534			
四国州		653,899	4,106.946	18,790.33

(出典) 「平成18年度普通交付税の算定結果等」(総務省)、「平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口」、「平成18年10月1日現在の国土地理院調べの面積」に基づき当会で算定。

【参考資料】

道州制に関するアンケート調査結果 (平成21年1月調査)

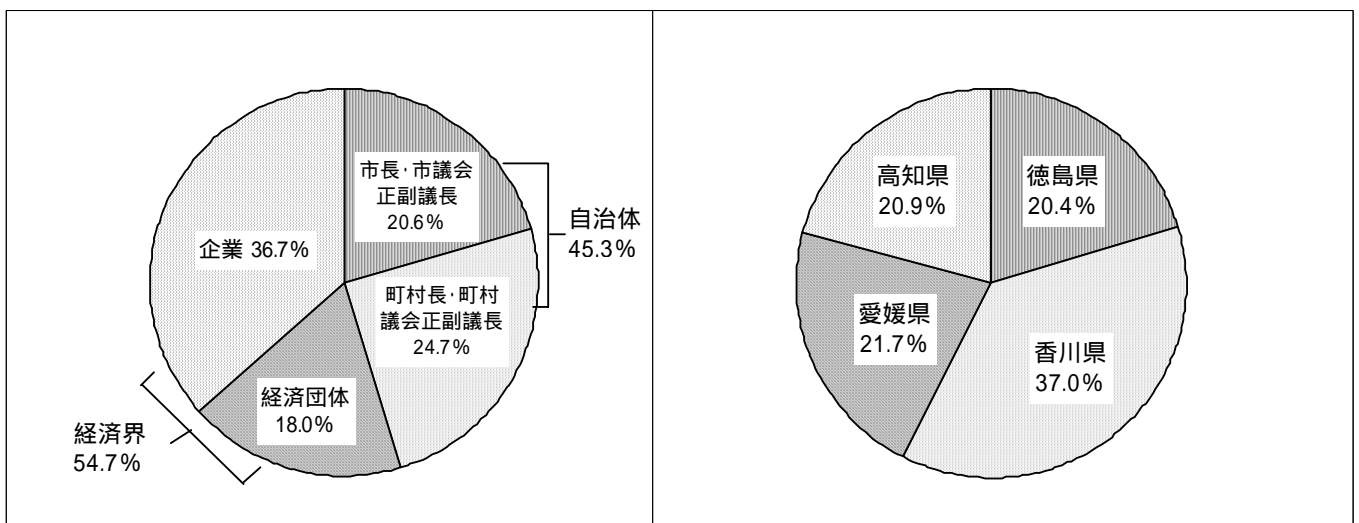
四国経済連合会では、四国の自治体および経済界を対象に「道州制に関するアンケート調査」を実施した。

当会では、平成18年7月に、同様のアンケート調査を行っているが、その後の道州制議論の進展などを踏まえ、改めて調査を行ったものである。

〔アンケート実施要領〕

- (1) 調査方法 : 郵送によるアンケート調査
- (2) 調査期間 : 平成21年1月14日～1月30日
- (3) 調査対象 : 自治体 285名 (四国4県の市町村長、市町村議会の正副議長)
経済界 394名 (経済団体・四経連会員企業のトップ)
計 679名
- (4) 回答状況 : 回答数 373名 (回答率 54.9% : 自治体59.3%、経済界51.8%)

【回答者の構成】



〔調査結果の概要〕

- ・ 道州制への関心度は非常に高く、85.6%が関心を持っている。
- ・ 道州制導入のメリットとしては、国全体の行政コストの削減や地方の投資の効率化、県境を越えた広域的行政課題への対応、国本来の役割（外交や防衛など）の強化、各地の特性に合わせた地域づくりを期待する意見が多い。一方、デメリットとしては、道州間や道州内での格差拡大、行政サービスの低下を挙げる声が多い。
- ・ 道州制導入への賛否については、63.7%が賛成、28.5%が反対となっている。
内訳を見ると、経済界の賛成が75.9%であるのに対し、自治体の賛成は48.8%にとどまっている。さらに、自治体のうち「市」は賛成が69.8%と多数を占める一方、「町村」は賛成が31.5%に対し、反対が62.0%となっている。
- ・ 道州制実現の鍵としては、「適切な税源移譲、財政調整など各道州が立ちゆく税財政制度」が最も多く、地方側の意欲や基礎自治体の強化が必要との声も多い。
- ・ 道州制の実現時期については、「10年以内（2018年まで）に移行すべき」との意見が25.3%ある一方で、「実施時期を決める段階にはない」が36.0%を占める。
- ・ 望ましい道州の区割りについては、「四国州」が68.0%を占め、圧倒的に多い。その理由として、「住民の帰属意識や一体感が強い」ことや「人々の交流・生活面での結びつきが強い」ことを挙げている。

〔参考〕前回（H18年7月）調査との比較

- ・ 道州制への関心度（85.6%）は、前回（88.1%）とほとんど変わらず、引き続き高い関心を示している。
- ・ 道州制導入への賛否については、賛成（63.7%）が前回（78.3%）から14.6ポイント低下し、反対意見（28.5%）は前回（13.8%）から14.7ポイント増加した。
内訳を見ると、経済界は賛成意見が引き続き多い〔前回78.6% 今回75.9%〕のに対し、自治体は賛成が大幅に減少〔前回77.6% 今回48.8%〕した。自治体の賛成が減少した要因は、「町村」の反対意見が増えたためとみられる。
- ・ 望ましい道州の区割りについては、「四国州」を支持する割合（68.0%）は前回（70.6%）とほとんど変わらず、圧倒的に多くなっている。

（注）前回（H18年7月）調査の概要

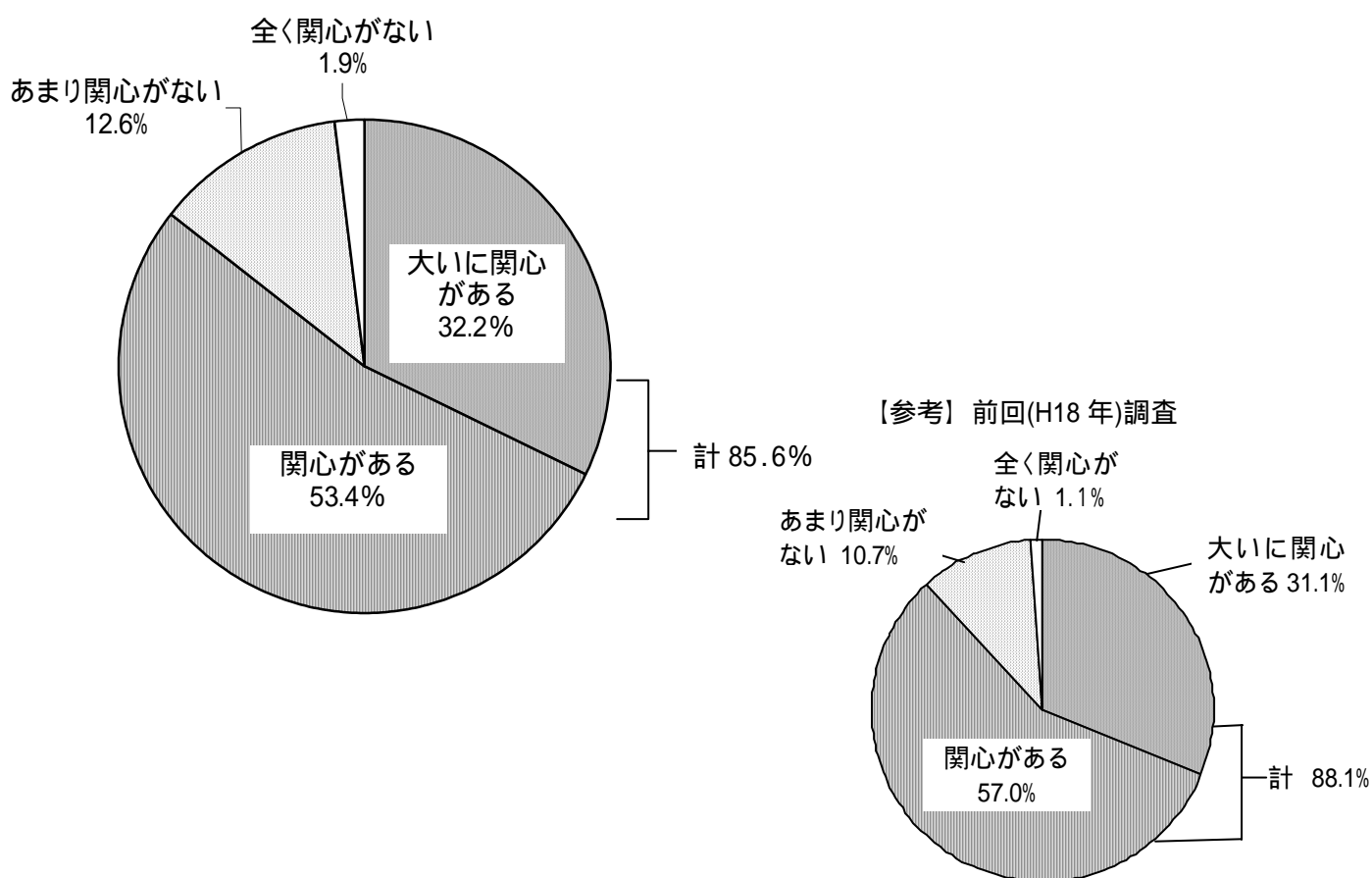
- ・ 調査対象は今回と同じ（四国4県の市町村長、市町村議会正副議長、経済団体・四経連会員企業のトップ）
- ・ 回答数は363名

〔調査結果〕

1. 道州制への関心度

質問1：道州制への関心度合いについてお聞きします。

- ・道州制について「大いに関心がある」（32.2%）、「関心がある」（53.4%）を合わせると85.6%を占めており、関心度は非常に高い。



県別、属性別にみた関心度

(単位：%)

	四国計	県別				属性別(注1)	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	経済界
大いに関心がある(a)	32.2	35.5	37.0	33.3	19.2	28.4	35.3
関心がある(b)	53.4	47.4	54.3	55.6	55.1	53.3	53.4
小計(a) + (b)	85.6	82.9	91.3	88.9	74.3	81.7	88.7
あまり関心がない	12.6	14.5	7.2	11.1	21.8	14.8	10.8
全く関心がない	1.9	2.6	1.4	-	3.8	3.6	0.5

(注1)自治体：四国4県の市町村長及び市町村議会の正副議長

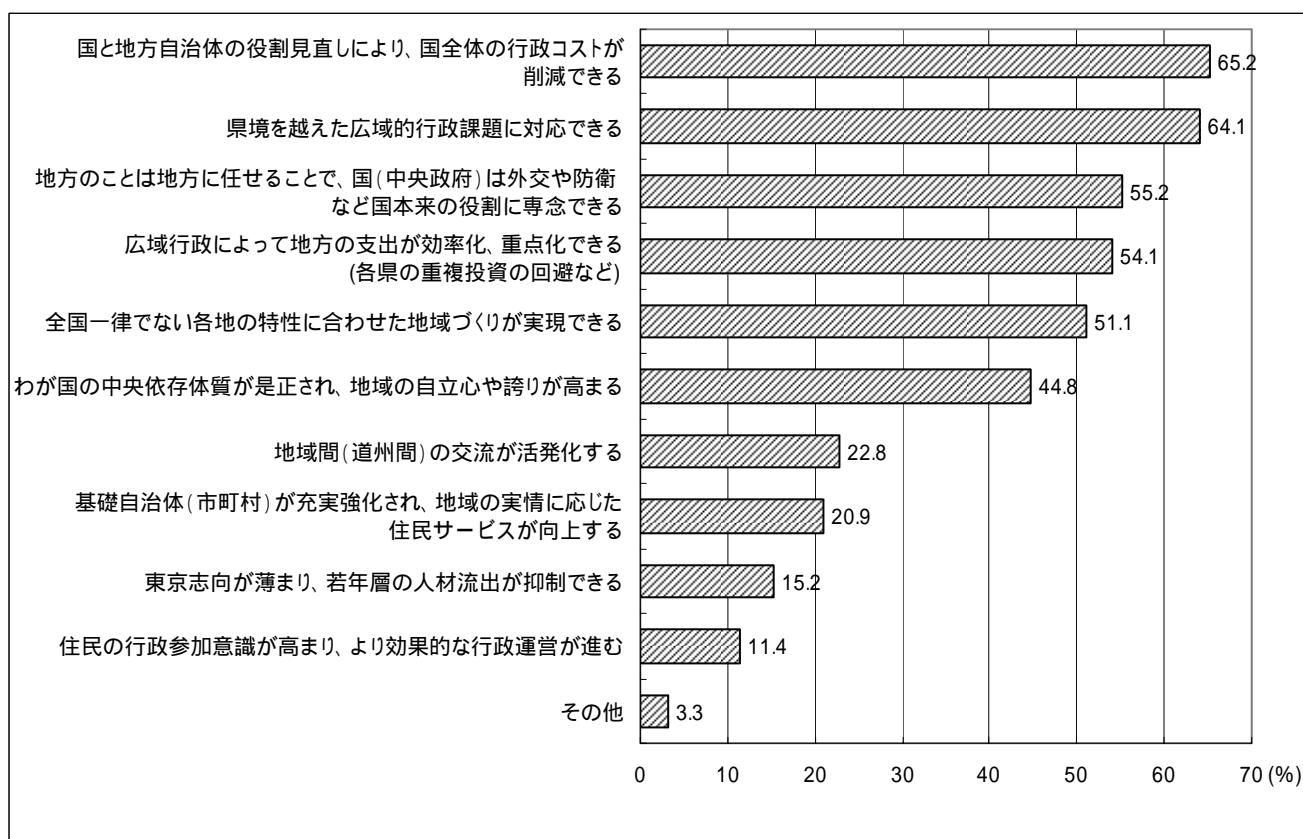
経済界：経済団体並びに四経連会員企業のトップ

(注2)四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。(以下同じ)

2. 道州制のメリット

質問2：道州制の導入には、どのようなメリットがあると思いますか。
（強く期待できるものを上位5つ以内で選択）

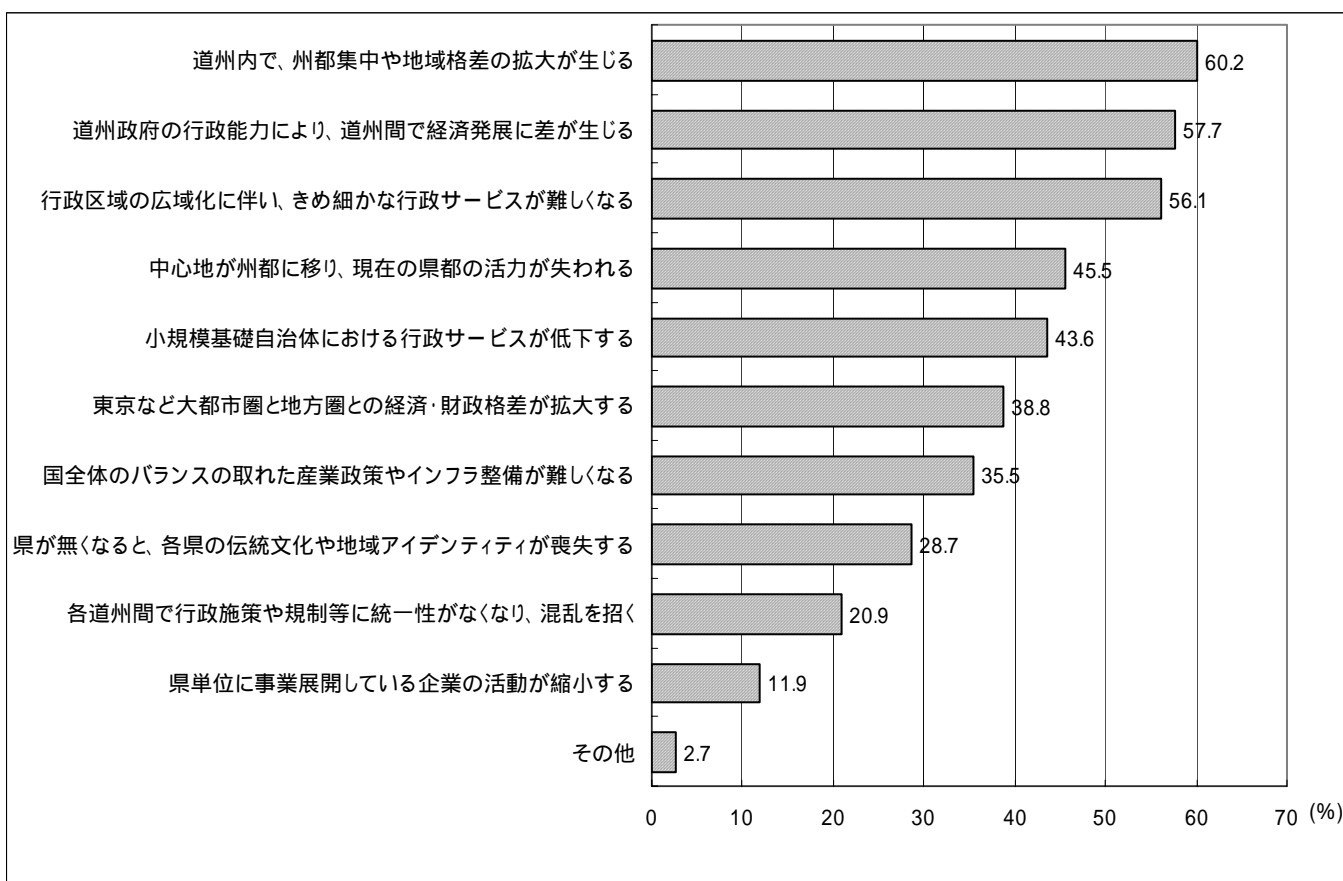
- ・道州制導入によるメリットとして期待できることは、「国と地方自治体の役割見直しにより、国全体の行政コストが削減できる」(65.2%)と「県境を越えた広域的行政課題に対応できる」(64.1%)が6割以上を占めて多い。
- ・次いで、「地方のことは地方に任せることで、国は外交・防衛など国本来の役割に専念できる」(55.2%)、「広域行政によって地方の支出が効率化、重点化できる」(54.1%)、「全国一律でない各地の特性に合わせた地域づくりが実現できる」(51.1%)の順となっている。



3. 道州制のデメリット

質問3：道州制の導入には、どのようなデメリットがあると思いますか。
(強く不安を感じるものを上位5つ以内で選択)

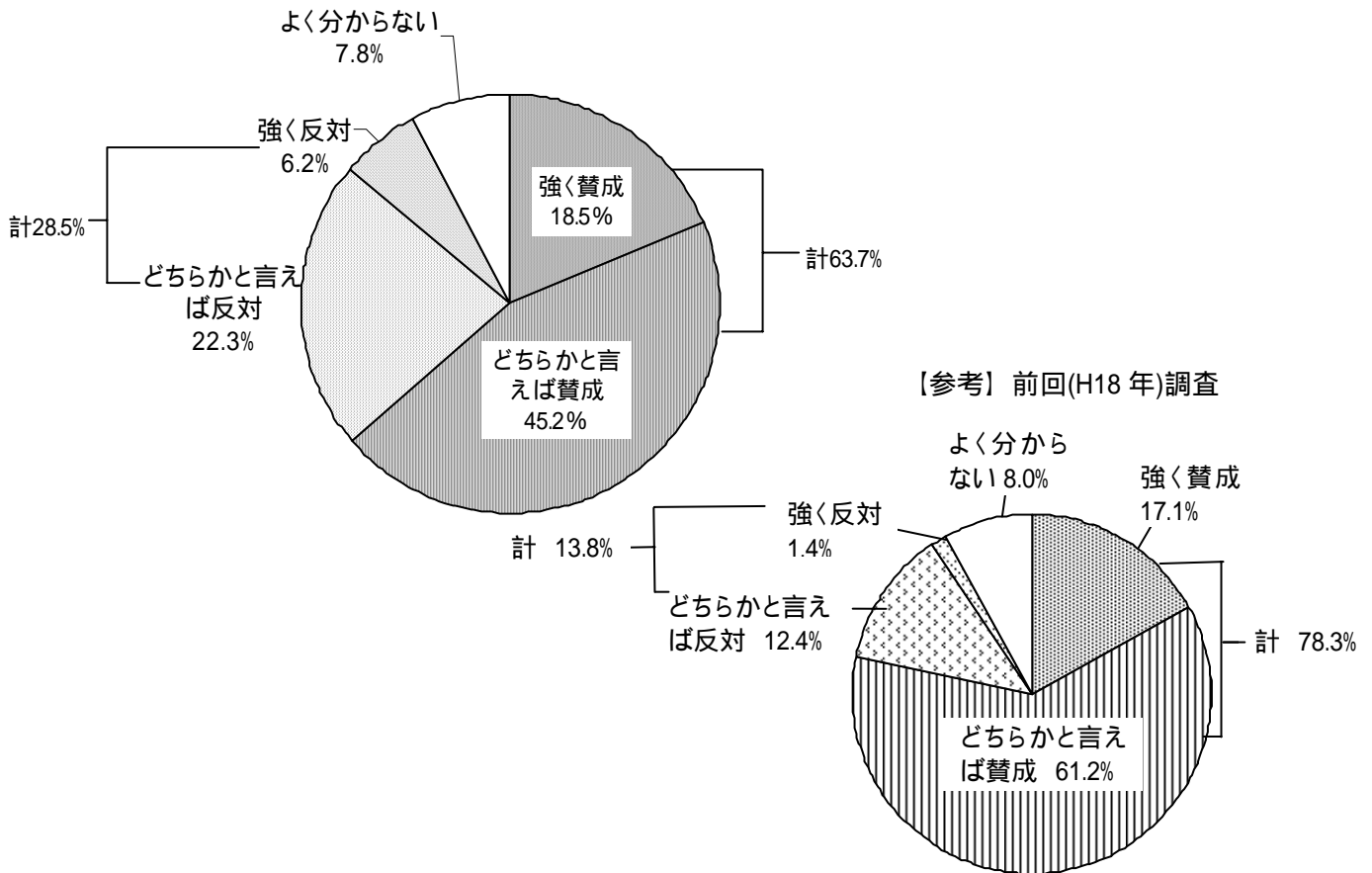
- ・道州制の導入によるデメリットとして不安を感じることは、「道州内で、州都集中や地域格差の拡大が生じる」(60.2%)、「道州政府の行政能力により、道州間で経済発展に差が生じる」(57.7%)、「行政区域の広域化に伴い、きめ細かな行政サービスが難しくなる」(56.1%)などが上位を占めている。



4. 道州制導入への賛否

質問4：質問2（メリット）、質問3（デメリット）を総合的に勘案した上で、道州制の導入についてどのようにお考えですか。

- ・道州制の導入については、「強く賛成」(18.5%)と、「どちらかと言えば賛成」(45.2%)を合わせると、賛成が63.7%を占めている。
- ・一方、「強く反対」(6.2%)と、「どちらかと言えば反対」(22.3%)を合わせると、反対は28.5%となっている。
- ・内訳を見ると、経済界の賛成が75.9%であるのに対し、自治体の賛成は48.8%にとどまっている。さらに、自治体のうち「市」は賛成が69.8%と多数を占める一方、「町村」は賛成が31.5%に対し、反対が62.0%となっている。



県別、属性別に見た道州制導入への賛否

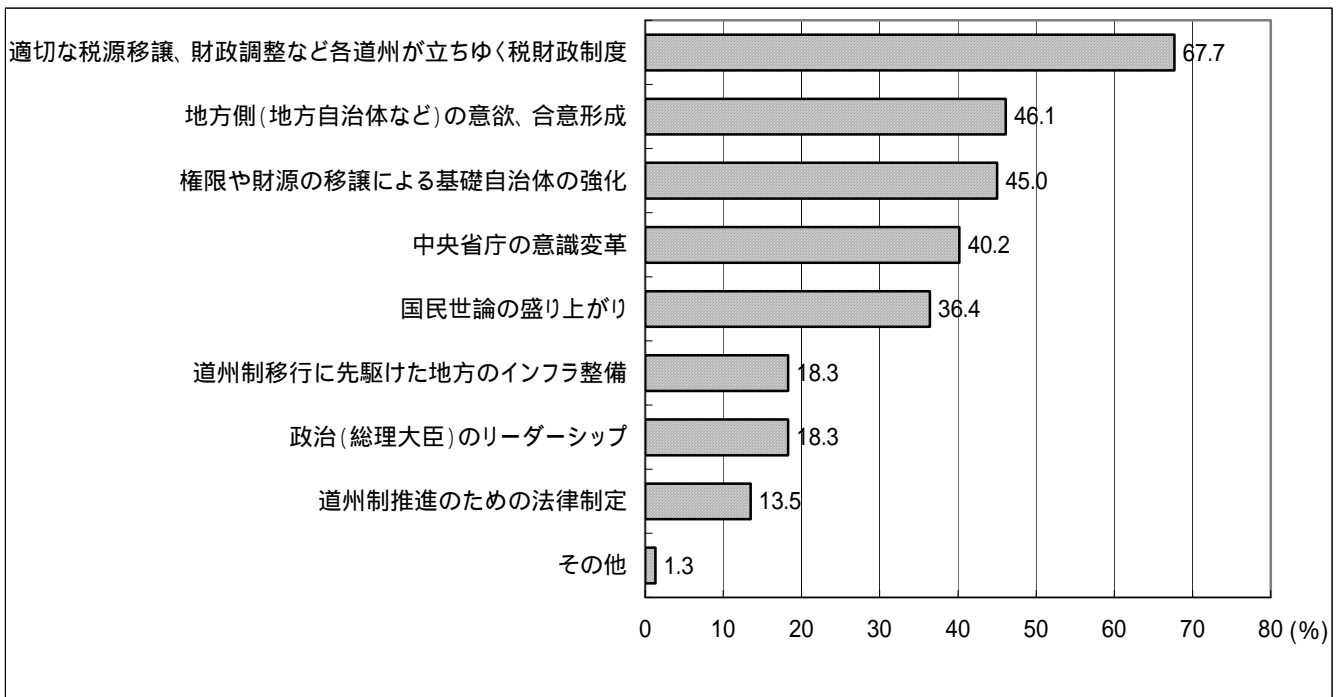
(単位: %) (参考) 前回調査

	四国計	県別				属性別				属性別	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	市	町村	経済界	自治体	経済界
強く賛成(a)	18.5	18.4	24.1	19.8	7.7	13.1	23.7	4.3	23.0	14.7	18.6
どちらかと言えば賛成(b)	45.2	40.8	52.6	51.9	29.5	35.7	46.1	27.2	52.9	62.9	60.0
小計(a) + (b)	63.7	59.2	76.7	71.7	37.2	48.8	69.8	31.5	75.9	77.6	78.6
どちらかと言えば反対(c)	22.3	23.7	11.7	18.5	43.6	33.9	22.4	43.5	12.7	14.7	10.9
強く反対(d)	6.2	9.2	4.4	3.7	9.0	11.3	2.6	18.5	2.0	2.8	0.5
小計(c) + (d)	28.5	32.9	16.1	22.2	52.6	45.2	25.0	62.0	14.7	17.5	11.4
よく分からない	7.8	7.9	7.3	6.2	10.3	6.0	5.3	6.5	9.3	4.9	10.0

5 . 道州制実現の鍵

質問5：道州制を実現するには何が特に重要な鍵になると思いますか。（上位3つ以内を選択）

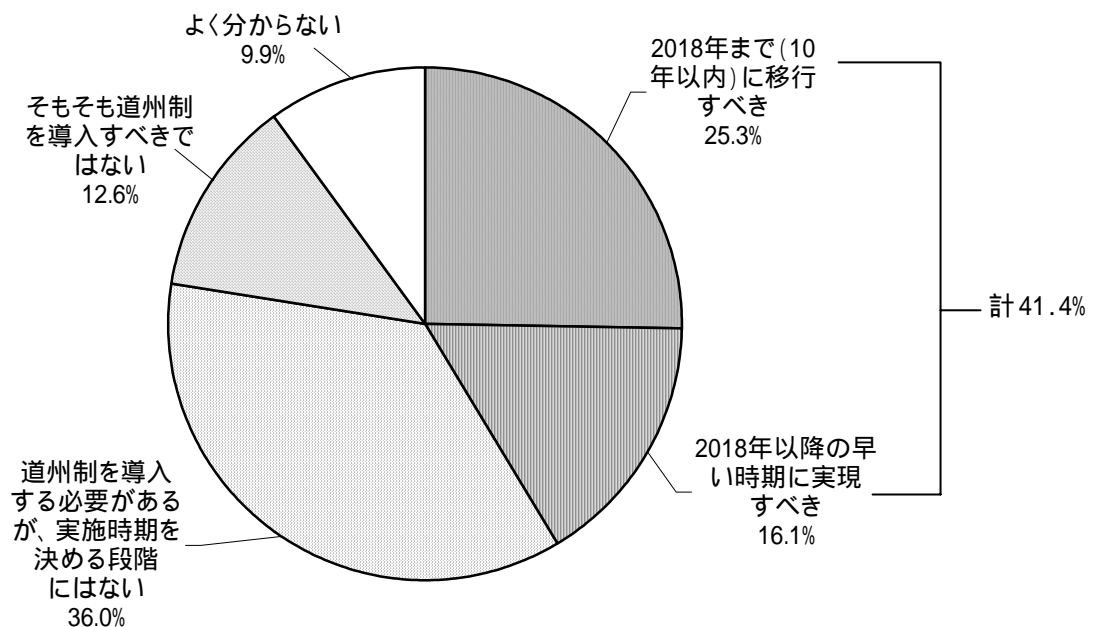
- ・道州制を実現する鍵としては、「適切な税源移譲、財政調整など各道州が立ちゆく税財政制度」が67.7%と圧倒的に多くなっている。道州制導入に伴う道州間の“格差拡大”の不安を払拭するような制度設計が強く求められている。
- ・次いで、「地方側（地方自治体など）の意欲、合意形成」（46.1%）、「権限や財源の移譲による基礎自治体の強化」（45.0%）などが多い。



6 . 道州制の実現時期

質問6：政府の道州制ビジョン懇談会は昨年（平成20年）3月の「中間報告」で、「おおむね10年後、2018年までに道州制に完全移行すべき」としています。この道州制の実現時期については、どのようにお考えですか。

- ・道州制の実現時期については、「2018年まで（10年以内）に移行すべき」が25.3%となっており、「2018年以降の早い時期」（16.1%）と合わせると、41.4%が早い時期での実現を求めている。
- ・一方、「道州制を導入する必要があるが、実施時期を決める段階にはない」が36.0%となっている。



県別、属性別にみた道州制の実現時期

(単位: %)

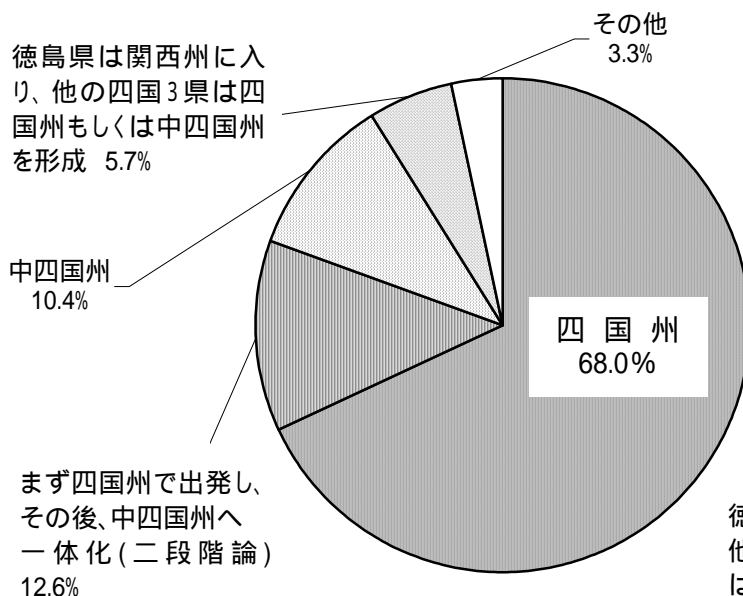
	四国計	県別				属性別	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	経済界
2018年まで(10年以内)に移行すべき(a)	25.3	16.0	32.6	30.9	15.4	16.7	32.4
2018年以降の早い時期に実現すべき(b)	16.1	18.7	18.1	18.5	7.7	17.3	15.2
小計(a) + (b)	41.4	34.7	50.7	49.4	23.1	34.0	47.6
道州制を導入する必要があるが、実施時期を決める段階にはない	36.0	38.7	31.2	33.3	44.9	38.1	34.3
そもそも道州制を導入すべきではない	12.6	17.3	8.0	6.2	23.1	21.4	5.4
よく分からない	9.9	9.3	10.1	11.1	9.0	6.5	12.7

～以下は、仮に将来、道州制が実現する方向となった場合を想定しての設問～

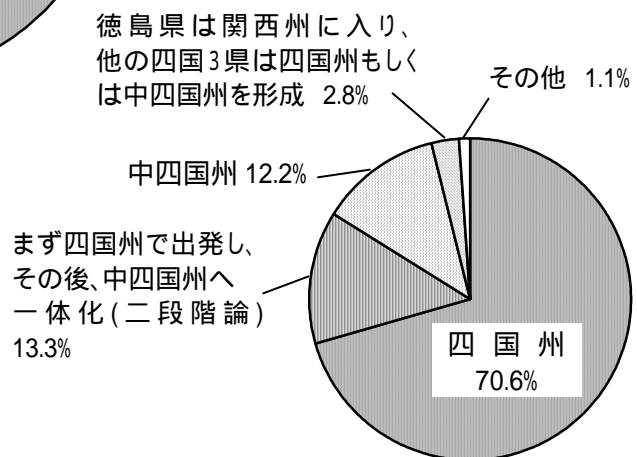
7. 望ましい道州の区割り

質問7：四国4県はどのような道州区分にするのが望ましいとお考えですか。

- ・四国4県の望ましい道州の区割りについては、「四国州」が約7割（68.0%）を占め、圧倒的に多い。次いで、「四国州で出発し、その後、中四国州へ」が12.6%、「中四国州」が10.4%となっている。
- ・県別にみても、各県とも「四国州」が最も多くなっている。



【参考】 前回(H18年)調査



県別、属性別にみた望ましい道州の区割り

(単位：%)

	四国計	県別				属性別	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	経済界
四国州	68.0	52.7	70.1	71.6	75.7	65.6	70.0
まず四国州で出発し、その後、中四国州へ一体化(二段階論)	12.6	12.2	13.9	13.6	9.5	11.0	13.8
中四国州	10.4	2.7	13.1	12.3	10.8	10.4	10.3
徳島県は関西州に入り、他の四国3県は四国州もしくは中四国州を形成	5.7	25.7	0.7	1.2	-	7.4	4.4
その他	3.3	6.8	2.2	1.2	4.1	5.5	1.5

8. 区割り選択の理由

質問8：前問で、その区割りが望ましいと考えた主要な理由は何ですか。（上位3つ以内で選択）

- ・区割り選択の理由をみると、「四国州」と回答した人では、「住民の帰属意識や一体感が強い」(51.6%)、「人々の交流・生活面での結びつきが強い」(48.8%)、「歴史的・文化的な結びつきが強い」(42.3%)の順となっている。
- ・「中四国州」と回答した人では、「人口・経済の規模が適切である」(68.4%)、「より効果的な広域行政施策が実現できる」(55.3%)、「より効果的な行政支出の削減、効率化が図れる」(44.7%)の順となっている。
- ・「徳島県は関西州に入り、他の四国3県は四国州もしくは中四国州」と回答した人では、「人々の交流・生活面での結びつきが強い」(95.0%)、「企業活動や産業面での結びつきが強い」(65.0%)などが多くなっている。

(単位：%)

	四国州	まず四国州で出発し、その後、中四国州へ一体化	中四国州	徳島県は関西州に入り、他の四国3県は四国州もしくは中四国州
住民の帰属意識や一体感が強い	51.6	26.1	2.6	15.0
人々の交流・生活面での結びつきが強い	48.8	52.2	26.3	95.0
歴史的・文化的な結びつきが強い	42.3	28.3	18.4	50.0
人口・経済の規模が適切である	20.6	45.7	68.4	10.0
企業活動や産業面での結びつきが強い	18.5	19.6	15.8	65.0
より効果的な広域行政施策が実現できる	27.8	37.0	55.3	25.0
より効果的な行政支出の削減、効率化が図れる	14.9	26.1	44.7	20.0
国の出先機関の管轄区域となっている	17.7	17.4	5.3	-
既にエリア一体となった連携施策が進められている	22.6	15.2	-	-

【参 考】

(質問2)道州制のメリット

(単位:%)

	四国計	県別				属性別	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	経済界
県境を越えた広域的行政課題に対応できる	64.1	64.0	67.6	64.2	57.9	57.6	69.5
全国一律でない各地の特性に合わせた地域づくりが実現できる	51.1	42.7	50.7	63.0	47.4	50.9	51.2
地域間(道州間)の交流が活発化する	22.8	21.3	27.9	21.0	17.1	20.6	24.6
基礎自治体(市町村)が充実強化され、地域の実情に応じた住民サービスが向上する	20.9	25.3	20.6	21.0	17.1	20.0	21.7
住民の行政参加意識が高まり、より効果的な行政運営が進む	11.4	8.0	16.2	11.1	6.6	4.8	16.7
東京志向が薄まり、若年層の人材流出が抑制できる	15.2	20.0	11.8	14.8	17.1	18.8	12.3
わが国の中央依存体質が是正され、地域の自立心や誇りが高まる	44.8	45.3	50.0	44.4	35.5	46.7	43.3
国と地方自治体の役割見直しにより、国全体の行政コストが削減できる	65.2	70.7	68.4	64.2	55.3	60.0	69.5
広域行政によって地方の支出が効率化、重点化できる(各県の重複投資の回避など)	54.1	45.3	58.1	64.2	44.7	42.4	63.5
地方のことは地方に任せることで、国(中央政府)は外交や防衛など国本来の役割に専念できる	55.2	58.7	46.3	58.0	64.5	60.0	51.2
その他	3.3	2.7	2.2	3.7	5.3	6.7	0.5

(質問3)道州制のデメリット

(単位:%)

	四国計	県別				属性別	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	経済界
東京など大都市圏と地方圏との経済・財政格差が拡大する	38.8	38.7	40.4	33.3	41.6	37.7	39.6
道州政府の行政能力により、道州間で経済発展に差が生じる	57.7	52.0	63.2	53.1	58.4	52.1	62.4
国全体のバランスの取れた産業政策やインフラ整備が難しくなる	35.5	34.7	36.0	29.6	41.6	35.3	35.6
各道州間で行政施策や規制等に統一性がなくなり、混乱を招く	20.9	29.3	17.6	21.0	18.2	21.6	20.3
道州内で、州都集中や地域格差の拡大が生じる	60.2	62.7	55.9	66.7	58.4	59.3	60.9
行政区域の広域化に伴い、きめ細かな行政サービスが難しくなる	56.1	62.7	45.6	63.0	61.0	61.1	52.0
県が無くなると、各県の伝統文化や地域アイデンティティが喪失する	28.7	34.7	24.3	24.7	35.1	29.3	28.2
中心地が州都に移り、現在の県都の活力が失われる	45.5	53.3	39.7	48.1	45.5	46.1	45.0
小規模基礎自治体における行政サービスが低下する	43.6	49.3	36.8	37.0	57.1	52.1	36.6
県単位の事業展開している企業の活動が縮小する	11.9	16.0	10.3	6.2	16.9	13.8	10.4
その他	2.7	-	2.2	4.9	3.9	3.6	2.0

(質問5)道州制実現の鍵

(単位:%)

	四国計	県別				属性別	
		徳島県	香川県	愛媛県	高知県	自治体	経済界
国民世論の盛り上がり	36.4	32.9	37.2	39.5	35.1	32.7	39.4
地方側(地方自治体など)の意欲、合意形成	46.1	44.7	51.8	38.3	45.5	45.8	46.3
中央省庁の意識変革	40.2	40.8	43.8	48.1	24.7	37.5	42.4
政治(総理大臣)のリーダーシップ	18.3	17.1	21.9	22.2	9.1	11.3	24.1
道州制推進のための法律制定	13.5	14.5	15.3	14.8	7.8	10.7	15.8
適切な税源移譲、財政調整など各道州が立ちゆく税財政制度	67.7	65.8	66.4	74.1	64.9	63.1	71.4
道州制移行に先駆けた地方のインフラ整備	18.3	17.1	13.9	16.0	29.9	21.4	15.8
権限や財源の移譲による基礎自治体の強化	45.0	51.3	38.0	40.7	55.8	61.9	31.0
その他	1.3	-	0.7	-	5.2	3.0	-

以 上

四国経済連合会 常任理事会メンバー

会 長	大 西 淳	四国電力(株)会長
副 会 長	高 原 慶一朗 高 綾 田 修 作 麻 生 俊 介 山 下 直 家 常 盤 百 樹 檜 垣 俊 幸 竹 内 克 之 高 橋 祐 二 小 川 英 治 西 山 昌 男 青 木 章 泰 黒 木 明 徳 松 田 清 宏	ユニ・チャーム(株)会長 (株)百十四銀行会長 (株)伊予銀行会長 (株)阿波銀行相談役 四国電力(株)社長 今治造船(株)会長 旭食品(株)会長 三浦工業(株)社長 日亜化学工業(株)社長 高知商工会議所会頭 (株)四国銀行頭取 住友共同電力(株)社長 四国旅客鉄道(株)社長
常任理事	西 山 俊 彦 一 色 哲 昭 佐 田 末 喜 新 津 昌 雄 岸 一 郎 星 川 一 治 千 葉 昭 遠 山 誠 司 小 松 喬 一 篠 崎 慧 酒 井 紀 雄 佐 伯 要 鴻 池 正 幸 伊 賀 三千廣 佐 野 伸 治 穴 吹 英 隆 入 交 章 二 三 木 康 弘 山 崎 吉 晴	宇治電化学工業(株)会長 (株)愛媛銀行会長 中村商工会議所顧問 (株)シントツ代表取締役 (株)徳島銀行相談役 丸住製紙(株)社長 四国電力(株)副社長 (株)香川銀行頭取 (株)大塚製薬工場会長 ハリソン東芝ライティング(株)相談役 (株)NTT西日本 - 四国社長 伊予鉄道(株)社長 大倉工業(株)社長 高松信用金庫理事長 帝國製薬(株)専務取締役 (株)穴吹工務店社長 入交グループ本社(株)副社長 阿波製紙(株)社長 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員四国支社長
専務理事 常務理事	谷 口 壽 人 三 木 義 久	